

2 震度階級

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

出典：気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/shindo/kaisetsu.html>)

3 交通規制及び緊急通行車両等について

大規模災害等発生時に、県公安委員会（県警察）は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法等に規定される緊急通行車両又は大規模地震対策特別措置法に規定される緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」）以外の通行の禁止又は制限を行います。

この場合、緊急通行車両等は、県知事及び県公安委員会によって標章及び緊急通行車両等確認証明書を提示することで、通行が認められることとなります。

緊急通行車両等確認証明書の交付対象となる車両は、災害応急対策等を実施するために計画がある車両又は指定行政機関等（県立学校等）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使われる車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両です。

なお、ここでの災害応急対策等とは、次に掲げるものです。

【災害対策基本法第 50 条第 1 項】

- 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 緊急輸送の確保に関する事項
- その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

【大規模地震対策特別措置法第 21 条第 1 項】

- 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- 緊急輸送の確保に関する事項
- 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

【原子力災害対策特別措置法第 26 条第 1 項】

- 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- 緊急輸送の確保に関する事項
- 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 3 項】

- 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置
- 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
- 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- 運送及び通信に関する措置
- 国民の生活の安定に関する措置
- 被害の復旧に関する措置

(1) 緊急通行車両等の申請方法

県の保有する車両については、災害発生前及び災害等発生時に緊急通行車両等であることの確認を受け、標章及び緊急通行車両等証明書の交付を受けることができます。標章等の交付を受けることに必要な書類及び申出先は、下記のとおりです。

※ 令和5年8月31日まで交付を行っていた届出済証の有無で必要書類が異なります。

【災害等発生前】

○ 申出先：県防災安全局防災部災害対策課

○ 必要書類

・ 届出済証のない車両

	必要書類	部数	備考
①	緊急通行車両確認申出書	2通	災害対策法施行規則 別記様式第3
	又は（双方を同時に申出する場合は「及び」に読み替え）		
	緊急輸送車両確認申出書		大規模地震対策特別措置法施行規則 別記様式第6
②	自動車検査証の写し 又は軽自動車届出済証の写し	2通	自動車検査証記録事項は不可
③	災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類	2通	地域防災計画の写し（抜粋可） 国民保護計画の写し（抜粋可）
④	・ 契約書の写し ・ 輸送協定書の写し ・ 当該事業者を災害応急対策等に従事させることを証した書類等 のいずれか	2通	指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両に限る。
⑤	災害応急対策等を実施する者の車両であることを確かめるに足りる書類	2通	車両リスト、証明書

※1 同一の申出者から同一の機会に複数台分の申出があったときで、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができる。

その際、③～⑤の書類について、重複する内容のものは1通で足り、全体として一式の書類により複数台の申出ができる。

※2 上記⑤の書類については、他の書類と兼ねることができる。

【例】自動車

検査証の使用者欄の氏名が指定行政機関等そのものである場合

→車検証の写しの添付をもって、上記⑤の書類が添付されているものとできる。

・ 届出済証のある車両

	必要書類	部数	備考
①	緊急通行車両確認申出書	2 通	災害対策法施行規則 別記様式第 3
	又は（双方を同時に申出する場合は「及び」に読み替え）		
	緊急輸送車両確認申出書		大規模地震対策特別措置法施行規則 別記様式第 6
②	届出済証	2 通	原本（1 通）＋写し（1 通）

【災害等発生時】

○申出先：県防災安全局防災部災害対策課又は県民事務所等

※車両の本拠地を所管する申出先に原則提出してください。

※被災状況等により、最寄りの愛知県の申出先に申出できないときは、例外として最寄りの警察署交通課への申出を認める。

○ 必要書類

・ 届出済証のない車両

	必要書類	部数	備考
①	緊急通行車両確認申出書	1 通	災害対策法施行規則 別記様式第 3
	又は（双方を同時に申出する場合は「及び」に読み替え）		
	緊急輸送車両確認申出書		大規模地震対策特別措置法施行規則 別記様式第 6
②	自動車検査証の写し 又は軽自動車届出済証の写し	1 通	自動車検査証記録事項は不可
③	災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類	1 通	地域防災計画の写し（抜粋可） 国民保護計画の写し（抜粋可）
④	・ 契約書の写し	1 通	指定行政機関等との契約等によ

	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送協定書の写し ・当該事業者を災害応急対策等に従事させることを証した書類等のいずれか 	<p>り、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両に限る。</p>
--	---	--

※1 同一の申出者から同一の機会に複数台分の申出があったときで、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができる。

その際、③～④の書類について、重複する内容のものは1通で足り、全体として一式の書類により複数台の申出ができる。

※2 地域防災計画等に記載されていない地域（被災地）において、災害応急対策を実施する場合は、要請書等（災害対策に利用されることを疎明する書類、被災地を行先とする輸送計画書等）が必要となる。

また、指定行政機関等と契約をしている関係機関・団体についても契約書や協定書に記載されている活動地域以外において災害応急対策を実施する場合は、指定行政機関等からの要請書等（被災地において災害対策に利用されることを疎明する書類、被災地を行先とする輸送計画書等）が必要となる。

・ 届出済証のある車両

	必要書類	部数	備考
①	緊急通行車両確認申出書	1通	災害対策法施行規則 別記様式第3
	又は（双方を同時に申出する場合は「及び」に読み替え）		
	緊急輸送車両確認申出書		大規模地震対策特別措置法施行規則 別記様式第6
②	届出済証	1通	提示（提出は不要）

※ 同一の申出者から同一の機会に複数台分の申出があったときで、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができる。

(2) 標章及び証明書の交付

県担当部局の事務担当者の審査を受け、緊急通行車両等として確認された場合は、標章及び緊急通行車両等確認証明書が交付されます。

この標章及び証明書の交付を受けた者は、次のことを遵守してください。

- 緊急通行する場合、運転者は証明書を車両に備え付け、現場警察官から掲示を求められたときは掲示すること。
- 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。

- 証明書の有効日時が経過したときは、直ちに当該車両の標章を撤去すること。
- 有効日時が経過した標章及び証明書は、返還すること。
- 申出時から記載事項の変更が生じた場合は、記載事項変更届出書等、必要書類を用意の上、提出し、新たな標章及び緊急通行車両等確認証明書を交付してもらうこと。
- 緊急通行車両が制限外乗車又は制限外積載をする場合は、道路交通法に定めるそれぞれの許可を要すること。